

R4年度 那覇市地域密着型サービス事業者公募 質問回答書

令和4年5月2日 那覇市チャージんじゅう課

	質問項目	公募要項や様式での対応部分	質問事項	回答	回答日
1	公募対象の事業所について	公募要項 P3 3 全サービス種別共通(4)①	グループホームの事業所の数え方について、1ユニットで1事業所となるのでしょうか。	複数のユニットであっても同一建物にある場合は1事業所と数えます。	R4.3.16
2	応募方法について	公募要項 P3 3 全サービス種別共通(4)②	複数の応募をする場合、提出書類は、それぞれのサービスごとに資料を分ける必要があるのでしょうか。	評価はサービス種別ごとに行いますので、提出書類等もそれぞれで用意していただきます。	R4.3.16

	質問項目	公募要項や様式での対応部分	質問事項	回答	回答日
3	地域密着型特別養護老人ホームの整備条件について	公募要項 P6 4 地域密着型特別養護老人ホーム(2)整備条件	地域密着型特別養護老人ホームの1ユニットの定員について、国が定めた15人未満という基準に沿って計画を立ててもよろしいのでしょうか。	1つのユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの(16人未満)とします。 <u>※質問No.11を受けて、回答を修正いたしました(R4.5.2)。</u>	R4.3.16
4	地域密着型特別養護老人ホームの整備条件について	公募要項 P7 4 地域密着型特別養護老人ホーム(4)	地域密着型特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設生活介護)のショートステイの整備について、何床整備するといった計画はありますか。	整備床数の制限はありません。	R4.3.16
5	特定施設入居者生活介護の整備条件について	公募要項 P9 9 特定施設入居者生活介護 (2)	特定施設入居者生活介護は、整備床数が50床となっているが、50床に満たなくても応募は出来ますか。	第8次な高齢者プランにおいて50床として計上しておりますので、50床で応募していただきたい。50床に満たないとしても、応募が出来ないというわけではありません。	R4.3.16
6	公募対象の事業所の設備について	公募要項 P3 3 全サービス種別共通(3)	居室など面積が定められている設備の測定は、壁芯面積と内法面積どちらで行うのでしょうか。	内法面積で測定していただきます。	R4.3.29

	質問項目	公募要項や様式での対応部分	質問事項	回答	回答日
7	公募対象について	公募要項 P3 2 公募対象	今回の公募にあたり、各法人に意向調査を行ったとのことですが、結果を教えてください。	<p>令和3年10月に実施をいたしました整備意向のアンケート結果は、以下の通りになります。また下記のホームページ内にも掲載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 6事業所 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 6事業所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所 ・ グループホーム 14ユニット ・ 地域密着型特別養護老人ホーム 4事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 なし <p>(掲載場所) 福祉・健康>高齢者福祉>事業者の皆様へ>介護保険サービス(全サービス)事業者へのお知らせ>(介護サービス事業者の皆様へ)施設グループからのお知らせ 令和3年12月10日掲載分 (URL) https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisya/fukusi/jigyousya/kaigohoken/keikaireberu-unyouka.html (内容) 第8次なは高齢者プランにおける地域密着型サービス等の整備意向調査の結果について</p>	R4.3.16

	質問項目	公募要項や様式での対応部分	質問事項	回答	回答日
8	地域密着型特別養護老人ホームの整備条件について	公募要項 P6 4 地域密着型特別養護老人ホーム (2)④	地域密着型特別養護老人ホームの建設用地は、「土地を売買で取得する場合は、原則、売買金額の全額を自己資金（寄付）で有すること。」とありますが、他のサービスとの合築の場合、土地取得は、全体のうち、地域密着型特別養護老人ホームが占める割合が良いのでしょうか。	<p>地域密着型特別養護老人ホームの建設用地においては、土地を売買で取得する場合は、原則、売買金額の全額を自己資金（寄付）で有することが原則となりますが、「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日社援第2618号・老発第794号厚生省大臣官房障害保健福祉部長等）において、「不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととする」と、貸与による土地の確保という例外が定められておりますが、割合についてまでは定められておりません。よって、土地取得の割合は、複合施設における地域密着型特別養護老人ホームの割合をもって判断しないこととなります。</p> <p>なお、貸与によって土地を確保する場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければなりませんのでご注意ください。</p> <p>※その他参考 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連盟通知）</p>	R4.4.18

	質問項目	公募要項や様式での対応部分	質問事項	回答	回答日
9	特定施設入居者生活介護の施設整備補助について	別添「那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付別表」	<p>特定施設の施設整備補助金について、別添資料には小規模な（定員29名以下）ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）という記載があるが、今回の公募における50床の特定施設を整備する場合には対象とならない認識で間違いないか。</p> <p>この場合、他に対象となる施設整備補助金はあるか。参考資料として過去の実績などでも良いので開示をお願いしたい。</p>	<p>お見込みの通りです。施設整備補助金は、地域密着型サービスのみが対象となりますので、地域密着型ではない特定施設入居者生活介護は対象となりません。</p> <p>また、他に対象となる施設整備補助金もなく、当市においての実績もございません。</p>	R4.4.18

	質問項目	公募要項や様式での対応部分	質問事項	回答	回答日
10	提出書類について	別紙3 令和4年度（令和5年度整備分）那覇市地域密着型サービス等事業者公募 提出書類一覧	<p>弊社は、今回、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募に申し込み予定です。提出書類の一覧について、</p> <p>①7は、代表取締役の履歴書のみでよろしいでしょうか。</p> <p>②11は、賃貸物件で事業所開設をする計画です。登記簿等どこまで準備が必要でしょうか。</p> <p>③12及び18は、対象外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>④19は、法人は那覇市以外にあります。所在地の納税証明書でよろしいでしょうか。</p>	<p>①法人登記上の役員の皆さまの履歴書を提出してください。</p> <p>②賃貸物件で定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設する場合は、賃貸借契約書又は、賃貸人との話し合いに関する記録などの証明書をもって、登記簿の代わりとしてください。また、提出書類11にて定められている提出書類のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の応募に際しては、位置図、平面図、個室内配置図、計画全体の工程表の提出が必要となります。</p> <p>③いずれも提出が必要です。</p> <p>12については地域密着型サービスにおいては地域との連携が求められているためです。</p> <p>18については貴法人にて運営している介護事業所での方法と実績を報告してください。この場合、当市内であることは問いません。</p> <p>④お見込みの通りです。</p>	R4.4.18
11	地域密着型特別養護老人ホームのユニット入居定員について	質問No.3の回答について	1ユニット15人で計画をしていますが、問題ないでしょうか。	<p>問題ありません。</p> <p>なお、No.3の回答を修正いたしましたのでそちらもご確認ください。</p>	R4.5.2

	質問項目	公募要項や様式での対応部分	質問事項	回答	回答日
12	地域密着型特定施設入居者生活介護の整備に関して	公募要項 P8、9 那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱 別表1	50床のケアハウスを整備し、そのうち29床を地域密着型特定施設として、21床は一般型のケアハウスとして運営することを計画しています。このような場合の整備・運営・補助金等に関する注意点があれば教えてください。	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の定員は29名となりますので、質問の場合におかれましては、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所と、一般型のケアハウスが、それぞれ別の事業所であるということが明確に区分されている必要があります。よって、人員基準等はそれぞれの基準を満たす必要があります。 なお、補助金については、公募要項にありますとおり、二次的な活用としますので、公募では自己資金等で事業を遂行できる計画としてください。	R4.5.2
13	地域密着型特定施設入居者生活介護の公募資料提出について	公募要項 P8、9 8 地域密着型特定施設入居者生活介護	法人で住宅型有料老人ホームと、介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）を運営しております。今回の公募で、住宅型有料老人ホームを、介護付き有料老人ホームを本体施設としたサテライト型特定施設として申し込みたいと考えているがよろしいでしょうか。	地域密着型特定施設入居者生活介護をサテライト型施設とする場合、本体施設となりうるのは、サテライト型特定施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所をいいますので、質問のとおりであれば、サテライト型特定施設としての公募の対象ではありません。	R4.5.2

	質問項目	公募要項や様式での対応部分	質問事項	回答	回答日
14	特定施設入居者生活介護への転用について	公募要項P9 9-(3)那覇市有料老人ホーム設置運営指導指針	<p>那覇市有料老人ホーム設置運営指導指針では、介護付き有料老人ホームの居室面積は13平方メートルとされています。ほかにも既存建築物等の活用の場合の特例があります。</p> <p>個室が13平方メートル未満であっても、特例を適用させ、既存建物から転用して、介護付き有料老人ホームに申し込みできますか。</p>	<p>那覇市有料老人ホーム設置運営指導指針5の(9)の1のイにおいては、介護付き有料老人ホームの居室について「個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は内法で13平方メートル以上とすること」とあります。また、6(1)には、5(9)の基準を満たすことが困難な場合の特例が規定されています。</p> <p>しかしながら、今回の公募については、令和5年度整備分としての事業計画を募集するものであるため、特例の適用にはなじまないものと考えます。</p> <p>よって、介護付き有料老人ホームの事業計画にあたっては、指針のとおり個室の床面積について13平方メートル以上とされてください。</p>	R4.5.11

	質問項目	公募要項や様式での対応部分	質問事項	回答	回答日
15	地域密着型特別養護老人ホームの整備条件について	様式第2号 事業整備計画書 15 関係機関との協議状況書	現在、有料老人ホームを運営している建物の用途を変更して、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に応募を予定しておりますが、施設基準等で関係機関との事前協議は実施した方が良いでしょう。そのほか、事前に関係機関との必要な協議事項があればご指導、よろしくお願いします。	それぞれの基準等を確認したうえで、必要に応じて、関係機関との事前協議を実施してください。止むを得ず、公募書類の提出までに事前協議を実施出来ない場合においては、予定を記入してください。 その他の必要な協議事項については、例として、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におかれましては、食品衛生法に基づく営業届出のためや、診療所開設のために、生活衛生課への事前調整があります。	R4.5.11

【留意事項】

※公募要項においては、「(4) 地域密着型サービス事業者選定後、整備計画に大幅な変更が生じた場合」が失格事項として規定されております。人員及び設備に関する基準などについて、サービス開始時（指定申請時）の内容に、応募書類やプロポーザル時の提案内容と相違がある場合は、失格となる（指定が出来ない）可能性があります。止むを得ず計画を変更せざるを得ない事情が生じる場合は、速やかにご連絡ください。